

群馬県市町村会館管理組合基金条例

昭和53年 3月20日
条 例 第 1 号

改正 平成 4年 5月 1日条例第2号
平成 5年 6月 8日条例第1号
平成15年 9月 2日条例第1号抄

(設置の目的)

第1条 群馬県市町村会館の管理に必要な資金を積立てるため、群馬県市町村会館管理組合基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の毎会計年度において生じた歳入歳出決算剰余金の2分の1を下らない額とする。

2 前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、一般会計歳出予算で定める額を積立てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、群馬県市町村会館の管理の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年5月1日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年6月8日条例第1号）

この条例は、平成5年6月8日から施行する。

附 則（平成15年9月2日条例第1号抄）

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。